

会員規約

リバティライフ株式会社（以下「当社」といいます。）は、本規約を定めます。

第1条（目的）

RHINO（以下「当施設」といいます。）は、24時間年中無休のトレーニングジムとして、会員（当社との間で本規約に基づき会員契約を締結した個人）が当施設を利用することにより、健康維持・増進を図り、会員の生活をより豊かにすることを目的とします。

第2条（本規則および諸規則）

1. 本規約は、会員と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めるものです。
2. 当社は、当施設を運営するうえで、その都度必要と判断する諸条件および諸規則を定めることができるものとします。

第3条（会員制度）

1. 当施設は会員制とします。
2. 会員は、本規約の主旨を理解し、遵守するものとします。
3. 当社は、当施設の利用形態に応じた会員の種類（利用条件および特典等を含むものとし、以下「会員種別」といいます。）をその都度定めます。なお、当社は会員種別を新規に設定、変更または廃止ができるものとします。
4. 当社から認められる会員資格は、会員契約の締結を行った本人限りとし、第三者への譲渡、共有、貸与、売買、名義変更、質権設定または担保に供する等の行為や相続はできません。

第4条（入会資格）

当施設への入会資格は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① 本規約および諸規則を遵守すること。
- ② 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
- ③ 16歳（高校生）以上であること。ただし、未成年者が会員契約を締結するには、親権者の同意を得なければならないものとします。
- ④ 医師等により運動・入浴を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方。
- ⑤ 伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
- ⑥ 妊娠されていない方。
- ⑦ タトゥー、刺青または判別が困難なペインティング等がないこと。ただし、当施設（建物内のみならず、駐車場、駐輪場、敷地等の管理区域を含むものとし、以下同様とします。）において、当該部位の露出を一切行わないことに同意できる方を除きます。
- ⑧ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその他反社会勢力に属さないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約できる方。
- ⑨ 過去の諸会費について未払いの債務がない方。
- ⑩ 過去にスポーツクラブ等、会員制の団体より除名またはこれに類する処分を受けたことのない方。
- ⑪ 前各号に定めるほか、当社による審査において入会資格を認められた方。

第5条（会員契約の成立）

1. 当施設への入会を希望するときは、本規約に同意した上で、専用ウェブサイトにて所定の申し込み手続きを完了した後に入会が認められ、会員契約が締結するものとします。（この一連の流れを以下「入会手続き」といいます。）
2. 前項に定める入会手続きを行った後であっても、当社が行う審査の結果、入会を認められない場合があります。審査方法、審査過程および審査の内容は開示されません。
3. 未成年者が当施設に入会するときは、親権者の同意を得た上で、入会手続きを行うものとします。親権者は、会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任を未成年者と連帯して負うものとします。
4. 前各項に定める入会手続きにより申告した利用開始日から、会員資格を取得したものとします。

第6条（会費等の支払い）

1. 入会金、月会費、システム管理料、利用料等（総称して、以下「諸会費」といいます。）は、当社が別途定める金額とします。
2. 諸会費は当社の判断で決定または変更できるものとします。変更後の内容については、すべての会員に適用されるものとします。
3. 会員は、当社が定める手段により、期日までに諸会費を支払うものとします。
4. 会員は、当施設の利用の有無にかかわらず、諸会費を支払う義務があります。
5. 会員が支払った諸会費は、法令や本規約に定めがある場合または当社が認める理由がある場合を除き、返還されないものとします。

第7条（施設利用）

会員が当施設を利用できる範囲は、会員種別に準ずるものとします。なお、会員種別が定める範囲を超えて当施設を利用した場合は、別途施設利用料金を支払うものとします。

第8条（会員以外の施設利用）

当施設は、当社が必要と判断した場合に、会員以外の方による当施設の利用を認めることができます。このとき、当該利用される方にも本規約および諸規則を適用します。

第9条（会員証）

1. 当社は、会員に対しデジタル会員証（以下「会員証」といいます。）を発行します。
2. 会員は、当施設の利用に際し、会員証を提示するものとします。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。
3. 会員証は、当社より発行された本人のみが使用できます。会員は会員証を適切に管理し、第三者への譲渡、共有または貸与しないものとします。

第10条（契約内容の変更）

1. 会員は、利用開始月の翌々月から、契約内容の変更が可能となります。
2. 契約内容の変更を希望するときは、変更を適用したい月から前月の10日までに、所定の変更手続きを完了させてください。前月の11日以降に変更手続きが完了した場合は、手続きが完了した月の翌々月から変更内容が適用となります。
（例：5月から会員種別またはオプションを変更したいときは、前月の10日にあたる4月10日までに変更手続きを完了させる。）

第11条（休会）

1. 会員は、利用開始月の翌々月から、1ヶ月単位の休会が可能となります。
2. 休会期間は最長3ヶ月とします。休会期間終了後、自動的に休会前の会員種別に復帰となります。
3. 前二項において、妊娠や傷病等やむを得ない理由で休会を希望するときは、当社の判断において認められた場合に、利用開始月の翌月から休会が可能となります。
4. 休会を希望するときは、休会の開始を希望する月から前月の10日までに、当該会員が所属する店舗にて所定の休会手続きを完了させてください。前月の11日以降に休会手続きが完了した場合は、手続きが完了した月の翌々が休会の開始月となります。
5. 休会期間中は、当施設の利用はできません。
6. 休会期間中は、諸会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。ただし、諸会費に替わり休会費が発生することがあります。
7. 休会手続きを完了していない会員は、休会となりません。
8. 諸会費について未払いの債務がある会員は、前各号の定める休会手続きを完了させることはできません。
9. 在籍期間の定めがある会員種別を契約している場合、休会期間は在籍期間に含まれないものとします。
10. 会員は、休会期間中であっても、所定の手続きを行うことにより、休会期間の満了前に復帰できます。

第12条（退会）

1. 会員が退会を希望するときは、所定の退会手続きを行うことで、会員契約が終了するものとします。
2. 退会手続きの完了日と退会日の関係は以下に定めるとおりとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - ① 10日までに退会手続きが完了したときは、退会日は退会手続きが完了した月の末日となります。
 - ② 11日以降に退会手続きが完了したときは、退会日は退会手続きが完了した月から翌月の末日となります。
3. 在籍期間の定めがある会員種別を契約している会員が、在籍期間の満了前に退会となった場合は、会員契約に基づき、違約金が発生します。
4. 妊娠や傷病等やむを得ない理由で退会を希望するときは、当社の判断において認められた場合に、前項に定める違約金の全部または一部が免除されることがあります。
5. 退会手続きを完了しない限り、会員契約が有効に継続し、当施設利用の有無にかかわらず、会員種別に定める諸会費を支払う義務が存続します。
6. 退会に際して、諸会費について未払いの債務がある会員は、退会日までの諸会費一切の支払いを完了させるものとします。

第13条（会員情報）

1. 入会手続きに際して、当社が定める住所、氏名、年齢、性別、連絡先、その他お客様の情報（以下「会員情報」といいます。）を正確に当社に申告するものとします。当社は、当該会員情報が当社に正しく申告しなかったことに起因して、会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、会員情報に変更が生じたときに、速やかに当社に当該変更内容を申告するものとします。

第14条（個人情報保護）

当社は、本規約に定めがある場合を除き、会員情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」に従って管理します。ただし、会員が当施設内で事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社および病院その他医療関係者に開示することができるものとします。

第15条（禁止事項）

会員は、以下の各号に該当する行為をしてはいけません。会員に当該行為があるときは、当社は会員に対し、当該行為の中止、当施設の一部または全部の利用中止、当施設からの退去等を求めることができるものとします。

- ① 他の会員を含む第三者（総称して、以下「他の方」といいます。）や当社スタッフに対して叩く、殴る、蹴る、強く押す、強く掴むその他暴力を振るうこと。
- ② 大声、奇声を発する、他の方や当社スタッフの行く手を阻む、当施設の設備等の利用を妨げる等の威嚇行為または迷惑行為をすること。
- ③ 物を投げる、壊す、叩く等他の方や当社スタッフが恐怖を感じる危険行為をすること。
- ④ 他の方、当社スタッフまたは当社に対して暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけ、待ち伏せ、尾行、つきまとい、みだりに話しかける、個人的交友の強要その他迷惑行為や不適切な行動をとること。
- ⑤ 他の方に対するパーソナルトレーニングまたは外形的にパーソナルトレーニングと評価される行為をすること。
- ⑥ 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること。
- ⑦ 他の方、当社スタッフまたは当社に対して合理的理由のない謝罪要求、処罰の要求、呼び出し等のハラスメント行為をすること。
- ⑧ 正当な理由なく、当社スタッフに対して長時間または多頻度の面談、電話、連絡等を要求すること。
- ⑨ 当施設の設備等を持ち出すこと、当施設の設備等を叩く、殴る、蹴る、落書きする等により破損すること、指定場所以外での排泄等により当施設を汚損すること。
- ⑩ 当施設に刃物等の危険物を持ち込むこと。
- ⑪ 酒気を帯びた状態で当施設を利用すること。
- ⑫ 当施設内で喫煙をすること。なお、電子タバコも含むものとする。
- ⑬ 動物を当施設内に持ち込むこと。

- ⑭ 許可なく当施設の設備や特定エリア等を長時間独占すること。
- ⑮ 許可なく写真撮影、ビデオ撮影、録音または指定場所以外で携帯電話を使用すること。
- ⑯ 当施設において許可なく営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、政治活動、宗教活動、ピラ等の配布、張り紙の掲示その他これに準ずる行為を行うこと。
- ⑰ 諸会費の未納または支払い方法の設定が正しく行われていない状態で当施設を利用すること。
- ⑱ 本規約に基づき当施設の利用を認められた者以外の者を同伴すること、他の会員の会員証を当該会員の承認の可否にかかわらず使用すること。
- ⑲ 当施設の秩序を乱す行為、当施設および当社の名誉・信用を害する行為をすること。
- ⑳ 会員または来館者の行為について、当社スタッフまたは当社から是正の要請や指導を受けたにもかかわらず、協力しないこと。

第16条（会員資格の停止）

- ① 第4条に定める入会資格に反することが判明したとき。
- ② 会員が連続して2ヶ月の諸会費を滞納した場合または累計して2ヶ月の諸会費が未納となったとき。
- ③ 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他当施設を利用することが不適切であると当社が判断したとき。
- ④ 他の会員または当社との紛争が解決しておらず、当施設を利用することが不適切であると当社が判断したとき。
- ⑤ 過去に当社から除名処分を受けていた場合。
- ⑥ 支払停止または支払不能となったとき。
- ⑦ 破産または民事再生の申し立てがあったときまたは任意整理の申し出があったとき。
- ⑧ 利用開始日以降、利用がない期間が1年以上継続したとき。
- ⑨ 当社に対する重大な背信行為があったとき、会員の行為が当施設の運営に支障があると当社が判断したとき。

第17条（除名処分）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該会員を除名処分とすることができるものとします。
 - ① 本規約および諸規則を遵守しないとき。
 - ② 第15条のいずれかの行為があり、当社スタッフまたは当社が是正を求めても是正がないと当社が判断したとき。
 - ③ 第16条のいずれかに該当するとき。
 - ④ その他、会員としてふさわしくないと当社が判断したとき。
2. 除名処分の効力は、通知が会員に到達した時点で生じるものとします。ただし、会員が正しい連絡先を当社に申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時点で到達したものとみなします。
3. 会員が除名処分を受けたとき、当社と当該会員との会員契約は、除名処分と同時に終了します。
4. 会員が除名処分を受けたとき、会員契約が終了となる日までの諸会費の支払い義務が免除されるものではありません。
5. 除名処分による会員資格取消しの効力は、将来に向かって効力を生じるものとします。

第18条（会員資格の喪失）

会員に以下の各号に定める事由が生じた場合、会員資格を喪失するものとします。

- ① 退会
- ② 除名
- ③ 死亡
- ④ 法人会員契約満了
- ⑤ 法人解散
- ⑥ 当施設の閉店

第19条（営業日および営業時間）

当施設の営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、施設ごとに別途定めます。ただし、やむを得ない理由により、事前告知なく変更することがあります。

5. 当社は、緊急を要すると判断した場合、前項に定める事項の告知期間を短縮できるものとし、その場合、告知をもって告知内容が発効するものとし
ます。

第20条（休業）

1. 当施設は、施設ごとに休業日を設定することができます。
2. 当社は、以下の各号に定める事由があり、当社が必要と判断した場合、当施設の全部または一部を休業とすることがあります。
 - ① 気象、災害、突発事故その他やむを得ない理由があるとき。
 - ② 当施設の点検、補修、改修その他当施設の運営管理上、工事が必要となるとき。
 - ③ 法令、行政指導、社会経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - ④ 当社の一定期間の休業、その他当社の都合があるとき。
3. 前二項により当施設の全部または一部を休業とする場合、当社は、会員に対し諸会費の免除および軽減を行いません。

第21条（賠償責任）

1. 会員は、当施設を利用するにあたり、故意または過失により、当社、他の会員または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとし
ます。また、会員に同伴する来館者が当該損害を与えた場合、会員は、同伴
した来館者と連帯して損害賠償責任を負うものとし
ます。
2. 会員が当施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、当社は、当社
に故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものと
します。
3. 会員は、当施設が会員および会員以外の不特定かつ多数の者が利用する施
設であることを認識し、自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないう適
切に管理するものとし
ます。会員が当施設を利用する際に生じた紛失や盗
難事故について、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、何ら
の賠償責任も負わないものとし
ます。

第22条（閉店）

1. 当社は、当社の判断に従い、当施設を閉店することができます。
2. 当社は、前項の閉店が予定されている場合、第24条の定めに基づき告知
するものとし
ます。
3. 当施設の閉店について、当社は会員に対し、何らの保証も行いません。

第23条（本規約および諸規則の改正）

1. 当社は、当社の判断に従い、本規約を改定できるものとし
ます。
2. 当社は、本規則に抵触しない範囲で、諸規則を制定または改定する
ことができるものとし
ます。
3. 当社が本規約および諸規則を改定するときは、改定する旨、改定後の内
容およびその効力発生時期を、第24条の定めに基づき告知するものとし
ます。
4. 改定された本規約および諸規則の内容は、すべての会員に適用され効力
を有するものとし
ます。

第24条（告知およびご連絡）

1. 当社が会員に対して行う告知およびご連絡は、原則として当施設ウェブサ
イト、施設ごと所定の場所での掲示によるものとし、会員は、当社からの
告知およびご連絡に留意するものとし
ます。
2. 当社は、告知およびご連絡の内容、性質に応じて、会員への郵送、架電、
電子メール、各種 SNS、口頭でのお声掛け等当社がその都度判断する手段
により、告知およびご連絡を行うものとし
ます。また、当社からのご連絡
を予め拒否されている会員に対しても、当社の判断により、告知およびご
連絡ができるものとし
ます。
3. 当社から会員への郵送または電子メールは、会員が当社に申告した住所ま
たはアドレスに宛てて発信するものとし、当該住所またはアドレスに宛て
て発信された書面または電子メールが会員に到達しなかったことについ
て、当社は何らの責任も負わないものとし
ます。
4. 当社から会員に対する重要な事項については、以下の各号に従い、事前に
告知するものとし
ます。
 - ① 当施設の閉店または長期にわたる休業 3ヶ月前まで
 - ② 当施設を休業とする場合 1ヶ月前まで
 - ③ 本規約の改定および本規則に準ずる諸規則の制定および改定 1ヶ月前
まで
 - ④ 第6条に定める諸会費の改定 1ヶ月前まで

第25条（適用法および管轄裁判所）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社との間で訴訟の必要が
生じた場合、岐阜地方裁判所または岐阜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄
裁判所とします。

2023年5月9日制定

2024年9月1日改定